

項目			意見	対応
第2章 千葉県 の現状	1 酒類販売 (消費)の状 況	(2) 酒類販 売状況	酒類販売について 平成28年6月 酒類業組合法が一部改正され、酒類小売業者は、酒類販売管理研修を、過去3年以内に受講した者の中から、酒類販売管理者を選任することが義務付けられた。又、酒類販売管理者は、前回の受講から、3年を超えない期間ごとに酒類販売管理講習を受講することが、義務付けられている。講習内容の中で、未成年者飲酒禁止法についても、重点講義項目と位置付けられ、20歳未満への酒類の販売を強く戒めている。未成年者飲酒禁止法の違反に対して、罰則や酒販免許の取り消し事例等、具体的に啓蒙している。しかしながら、20歳未満者の飲酒状況が改善されない状況であることから、更に、行政に対して、具体的改善案を示してほしいと、考えています。(伊藤委員)	4章2 不適切な飲酒の誘引の防止 【取組の方向性】 ○少年が飲用等した酒類の購入先や飲食店等に対し、指導・取締りを行います。 ○風俗営業管理者に対しては、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の禁止の周知を行うとともに、未成年者への酒類提供があった場合には、指導・取締りを行います。
	2 飲酒者の 状況	(5) アル コール性肝疾 患の状況	アルコールの多飲は、肝疾患に限らず、多くの消化器疾患、代謝疾患、神経疾患の原因になっていることと思います。私よりもお詳しい委員が多いことと拝察しますが、見出し語や内容についていずれかの段階で御確認を頂けないでしょうか。(川副委員)	肝疾患に限らず様々な疾患の原因となっていることについて、統計の説明文等で記載する予定です。
第3章 計画の重 点課題	2 重点課題	(2) アル コール健康障 害に関する予 防及び相談か ら治療、回復 支援までの切 れ目のない支 援体制の整備	・家族等からの相談に応じる体制の整備(家族相談や家族会の開催等)など、家族等への支援を項目に取り上げる必要があるように思います。 ・治療可能病院や相談機関等がわかる資源マップがあるとわかりやすいし支援者も案内しやすいのではないか 保健所圏域ごとの支援マップ(断酒会やAAの開催場所等) ・鳥取県の推進計画を参考に「相談支援コーディネーター」を配置するのもよいのではないかと考えます。(木村委員)	4章6 相談支援等 【取組の方向性】 ①精神保健福祉センター ○精神保健福祉センターを相談拠点機関とし、アルコール関連問題に関する治療及び相談窓口の周知、相談支援等総合的な対策を実施することにより、適切な相談や治療、回復につながる取組を推進していきます。 ○アルコール健康障害を有する者やその家族に対し、身近な相談窓口や自助グループ等の支援機関について情報提供していきます。 ②健康福祉センター(保健所) ○アルコール健康障害に関する地域の相談窓口として、精神科医師等によるアルコール依存症等の相談支援を行っていきます。
			・リーフレットの作成・ホームページにてアルコール健康障害の情報や相談機関が把握しやすくなるかと思えます(木村委員)	4章1 アルコール健康障害についての予防を目的とした教育の振興等 (4) 妊産婦に対する普及・啓発の推進 【取組の方向性】 ○妊産婦の飲酒に伴うリスクについて、リーフレット等を作成し、千葉県医師会や市町村などと連携し、周知に努めていきます。 (5) 高齢者に対する普及・啓発の推進 ○高齢者の飲酒に伴うリスクについて、リーフレット等を作成し、市町村などと連携し、周知に努めていきます。 4章4 アルコール健康障害に係る医療の充実等 (1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上 【取組の方向性】 ○専門医療機関の周知については、県ホームページへの掲載や精神保健福祉センター、健康福祉センター(保健所)、市町村などの関係機関と連携し、周知に努めていきます。

項目		意見	対応
第3章 計画の重点課題	2 重点課題 (2) アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の整備	②アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備と周知 ・専門医療機関設置数の数値目標 ・現在アルコール依存症診れる医療機関がない地域に対する医療機関設置等の取り組みや対策について（木村委員）	・3章2 重点課題 (2) アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の整備 専門医療機関数の数値目標を設定しました。 ・4章4 アルコール健康障害に係る医療の充実等 (1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上 【取組の方向性】 ○アルコール健康障害を専門的に治療できる医療機関を増やすため、医療従事者に対する人材養成研修の実施や、一定水準を満たす医療機関を専門医療機関として設定していくよう努めます。
第4章 基本的施策	2 不適切な飲酒の誘因の防止	未成年者飲酒禁止法で未成年者に対する酒類の販売は禁止されているが、協議会でも話があったように、コンビニなどでは未成年者でも確認ボタンを押すだけで簡単に酒類を購入できる現状である。資料3の未成年者の飲酒の割合をみても前回調査と比べると上昇傾向であり、法律はあっても酒類が簡単に購入できてしまうシステムがその要因の一つではないかと考える。この現況に対し県としてしっかり問題提起し、未成年者の飲酒を国の目標値0を達成するための取り組みの一つとして、販売者に対する教育・指導も必要なのではないか。（西平委員）	4章2 不適切な飲酒の誘因の防止 【取組の方向性】 ○少年が飲用等した酒類の購入先や飲食店等に対し、指導・取締りを行います。 ○風俗営業管理者に対しては、管理者講習等を通じて未成年者への酒類提供の禁止の周知を行うとともに、未成年者への酒類提供があった場合には、指導・取締りを行います。
	6 相談支援等	・支援に対する具体的な内容案 ①ミーティング活動（依存症者・家族が他人の悩みを共有し情報交換できる交流活動）への支援 →会場提供等 ②情報提供（依存症者・家族の問題解決に資する情報提供）への支援 →情報提供に使用するリーフレット作成経費等 ③普及啓発活動（依存症に関する普及啓発活動）への支援 →依存症に対する理解促進のための刊行物発行、及びフォーラム等イベント開催に要する費用援助 ④相談活動（依存症に関する問題の相談を受ける活動）への支援 →会場提供や相談に同席する専門家への謝金等（宮田委員） ・自助グループの活動も内容に組み込まれると思うが、その他に例会に所属している人数のなかでアルコール専門病院、精神科を通院しながら例会に参加している人、通院はせず例会のみで断酒ができていく人の割合などがわかると、そのデータをもとに、アルコール専門病院や精神科の受診に抵抗が有る人に対して、断酒会やAAの参加の促進も早期介入の手段の一つとして考えられるのではないかと考える。また、精神科を受診してなくても断酒をしたい気持ちだけで参加できることなどを、知ってもらう機会に繋がるのではないかと考える。（西平委員）	・計画には取組の方向性までの記載とします。 ・自助グループや家族会が行う活動との連携や支援を行っていきます。
	(1) 相談拠点機関等の整備	②健康福祉センター（保健所） ここで言う「民間団体」は主として、断酒会、AAのようなアルコール依存症の自助活動、並びに関連する支援団体を指すのでしょうか。保健所圏域に配置されている「中核地域生活支援センター」や、障害者総合支援法の相談支援事業所など、必ずしもアルコール依存症や精神疾患だけを対象としていない団体をどこに位置付けるか、今後検討して頂けないでしょうか。 なお、第3章 2 (2) ①相談支援体制の整備と周知 にも関連すると思われます。（川副委員）	(2) 相談から治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の整備 【取組の方向性】 ○地域における医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで、適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる連携体制を構築していきます。